

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年9月
(第1回訂正分)

株式会社ライオン事務器

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月26日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年9月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500,700株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年9月25日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し3,405,600株（引受人の買取引受による売出し2,765,700株・オーバーアロットメントによる売出し639,900株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 発行数については、2025年9月5日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,469,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数31,700株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2【募集の方法】

2025年10月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年9月25日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（177.65円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「141,229,660」を「142,581,140」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「141,229,660」を「142,581,140」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は316,647,700円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「177.65」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、209円以上213円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年10月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（177.65円）及び2025年10月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（177.65円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と発行価格決定日（2025年10月6日）に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「288,554,596」を「291,315,884」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「280,554,596」を「283,315,884」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行及び自己株式の処分の際に当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額283,315千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限123,217千円と合わせた手取概算額合計上限406,533千円は、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来のA I等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026年9月期に275,176千円、2027年9月期に131,357千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「578,031,300」を「583,562,700」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「578,031,300」を「583,562,700」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）3. 売出価額の総額は、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した見込額であります。

5. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記売出数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
ライオン事務器社員持株会	<u>上限149,100株</u>	当社従業員への福利厚生のため
ライオン事務器役員持株会	<u>上限91,600株</u>	当社役員の経営へのコミットメントを強化するため

上記株式数は、取得金額合計の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む）であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「133,739,100」を「135,018,900」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「133,739,100」を「135,018,900」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）5. 売出価額の総額は、仮条件（209円～213円）の平均価格（211円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社大塚商会（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 639,900株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき177.65円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2025年11月12日（水）

（注） 割当価格は、2025年10月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社大塚商会、売出人かつ当社株主である福井務及び橋爪正生、当社株主かつ新株予約権者である清野宏、鎌田龍雄、島徹、茶谷英二及び当社従業員11名、当社新株予約権者である高橋俊泰、大庭忠良及び当社従業員281名、並びに当社株主である福井資、福井靖、勝又祐一郎、寺西八、日本生命保険相互会社、ゼネラルホールディングス株式会社、福江夏樹、小野瑞穂、福井麻里、福井繁、福井淳二、福井千賀子、勝又規雄、福井律子、山田隆、三進金属工業株式会社、株式会社ナイキ、ナカバヤシ株式会社、磯田國範、森下泰男、株式会社エコー、森義隆、田中肇、須坂和晃、勝又政子、酒井康隆、田中等、高谷洋介、株式会社明光商会、株式会社クオリ、新生紙パルプ商事株式会社、株式会社杉村倉庫、ダイシン工業株式会社、トヨセット株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、吉川化成株式会社、米田俊朗、久堀好之、ライオン事務器社員持株会、ライオン事務器役員持株会、当社従業員1名及び当社元従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年4月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月12日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

4. 親引け先への販売について

（1）親引け先の状況等

（ライオン事務器社員持株会）

a. 親引け先の概要	ライオン事務器社員持株会（理事長 <u>水落 正美</u> ） 東京都中野区東中野二丁目6番11号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、149,100株を上限として、2025年10月6日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（ライオン事務器役員持株会）

a. 親引け先の概要	ライオン事務器役員持株会（理事長 <u>鎌田 龍雄</u> ） 東京都中野区東中野二丁目6番11号
b. 当社と親引け先との関係	当社の役員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	役員の経営へのコミットメントを強化するためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、91,600株を上限として、2025年10月6日（売出価格決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、役員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の役員で構成する役員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（2025年10月6日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の 割合（%）	本募集及び引受人の買取引 受による売出し後の所有株式 数（株）	本募集及び引受人の買取引受に よる売出し後の株式（自己株式 を除く。）の総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	12,000,000	36.85	12,000,000	35.23
福井 資	兵庫県西宮市	1,372,525	4.22	1,372,525	4.03
福井 靖	千葉県船橋市	1,192,825	3.66	1,192,825	3.50
福井 務	兵庫県西宮市	1,098,550	3.37	1,050,050	3.08
ライオン事務器社員持株会	東京都中野区東中野二丁目6番11号	633,800	1.95	782,900	2.30
勝又 祐一郎	静岡県裾野市	400,500	1.23	400,500	1.18
寺西 八	大阪府東大阪市	364,150	1.12	364,150	1.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	332,500	1.02	332,500	0.98
高橋 俊泰	二	320,000 (320,000)	0.98 (0.98)	320,000 (320,000)	0.94 (0.94)
清野 宏	二	320,000 (280,000)	0.98 (0.86)	320,000 (280,000)	0.94 (0.82)
計	二	18,034,850 (600,000)	55.39 (1.84)	18,135,450 (600,000)	53.24 (1.76)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月5日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（ライオン事務器社員持株会149,100株、ライオン事務器役員持株会91,600株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。